

新型コロナウイルスワクチン接種

9月14日以降集団接種予約が常時可能になりました



令和3年9月22日

三重県による集団接種の予約状況

三重県による武田／モデルナワクチン集団接種(ツツキードーム会場)の予約が9月17日に開始されました。比較的早い日程で接種予約が可能です。

会 場 **ツツキードーム** (ボートレース津)

1回目	2回目	予約可能残数※9月21日時点
9月25日(土)	10月23日(土)	0人
9月26日(日)	10月24日(日)	0人
10月2日(土)	10月30日(土)	227人
10月3日(日)	10月31日(日)	497人
10月9日(土)	11月6日(土)	529人
10月10日(日)	11月7日(日)	594人

合計 1,847人(定員4,200人)

最短予約可能日 **10月2日(土)**

集団接種会場の予約状況

10月から接種枠を拡大した土曜日18時～21時枠（1,800人分）の予約受付を9月14日から開始しました。9月21日時点の予約状況です

会 場	日 程 ※1・2回目セット	予約可能残数	
津センターパレス	10月2日（土）	0人	計471人
	10月9日（土）	146人	
	10月16日（土）	325人	
久居インターガーデン	10月2日（土）	0人	計161人
	10月9日（土）	0人	
	10月16日（土）	161人	
最短予約可能日	10月9日（土）	合計 632人	

小・中・高校生向け優先接種について

9月10日正午から、三重中央医療センター会場における12歳以上の小・中学生、高校生への優先接種の予約を受け付けたところ、9月11日午前8時40分頃すべての予約枠が埋まりました。 ※キャンセルがあった場合は予約可能です。

接種協力医療機関も引き続き予約可能です

接種協力医療機数(9月21日時点)

- かかりつけ患者のみ接種 66

うち予約受付中 50

- かかりつけ患者以外もOK 69

うち予約受付中 58

接種協力医療機関の合計 135

現在予約受付中の医療機関数

108 / 135

9月に接種枠のある
医療機関数

13 / 135

10月に接種枠のある
医療機関数

73 / 135

※次ページに一覧

9月中に接種枠のある接種協力医療機関(9月21日時点)

医療機関名		
① アルカディア	6 きのこどもクリニック	12 まきのクリニック
② 伊勢谷医院	⑦ 白塚いけだクリニック	⑬ みえ消化器内科
3 イタミ内科・整形外科	⑧ たかはし内科	
4 いとう内科胃腸科	9 たにクリニック	
⑤ 岩尾こどもクリニック	10 ひさい脳神経外科クリニック	
	⑪ ベタニヤ内科・神経内科 クリニック	

○ …かかりつけ患者以外の人を対象の医療機関

■ …12～15歳の人でも接種できる医療機関

それぞれの予約方法は接種協力医療機関一覧からご確認ください

接種協力医療
機関一覧



10月中に接種枠のある接種協力医療機関(9月21日時点)

医療機関名			
① 赤塚クリニック	18 きのことどもクリニック	37 たにクリニック	⑤⑥ ふじた耳鼻咽喉科
2 熱田小児科クリニック	①⑨ 草川医院	③⑧ 千里クリニック	⑤⑦ 二神クリニック
3 安濃中央クリニック	②⑩ 倉本内科病院	39 つおき高橋クリニック	58 まきのクリニック
4 天野医院	②⑪ 小西ヒフ科医院	④⑩ 津さくらばしクリニック	59 ますだこどもクリニック
⑤ アルカディア	②⑫ 小淵医院	41 津田クリニック	⑥⑩ まつしまクリニック
6 いぐち内科・消化器内科クリニック	②⑬ 駒田医院	④⑫ 津ファミリークリニック	⑥⑪ 三重県健康管理事業センター
⑦ 伊勢谷医院	24 坂倉内科医院	④⑬ 津みなみクリニック	⑥⑫ 三重県立一志病院
8 イタミ内科・整形外科	25 坂の上クリニック	④⑭ 寺田医院	63 みどりクリニック
9 いう内科胃腸科	26 さの整形外科クリニック	45 寺西胃腸科内科クリニック	64 緑の街医院
⑩ 岩尾こどもクリニック	②⑭ 白塚いけだクリニック	46 東海眼科	65 やまかみ内科クリニック
⑪ 大川耳鼻咽喉科	28 白塚診療所	47 なかせ内科胃腸科	66 やましろ小児科
⑫ おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	29 新町整形外科診療所	48 中浜胃腸科・外科	67 山本クリニック
13 奥田医院	③⑩ セントローズクリニック	④⑨ にしかわ小児科	⑥⑧ やまもと総合診療クリニック
④⑭ カサデマドレクリニック	③⑪ 大門病院	⑤⑩ 西出医院	⑥⑨ ゆうあいクリニック
15 加藤医院	③⑫ 高野尾クリニック	51 ひおきクリニック	70 ゆう心のクリニック
④⑮ かわいクリニック	③⑬ たかはし内科	52 ひさい脳神経外科クリニック	⑦⑪ ゆり形成内科整形
④⑯ 川浪内科	③⑭ たけうち内科クリニック	⑤③ フェニックス健診クリニック	⑦⑫ 吉田クリニック
	35 たじま泌尿器科皮フ科	⑤④ 福喜多眼科	73 渡部クリニック
	36 タナハシ医院	55 ふじおかクリニック	

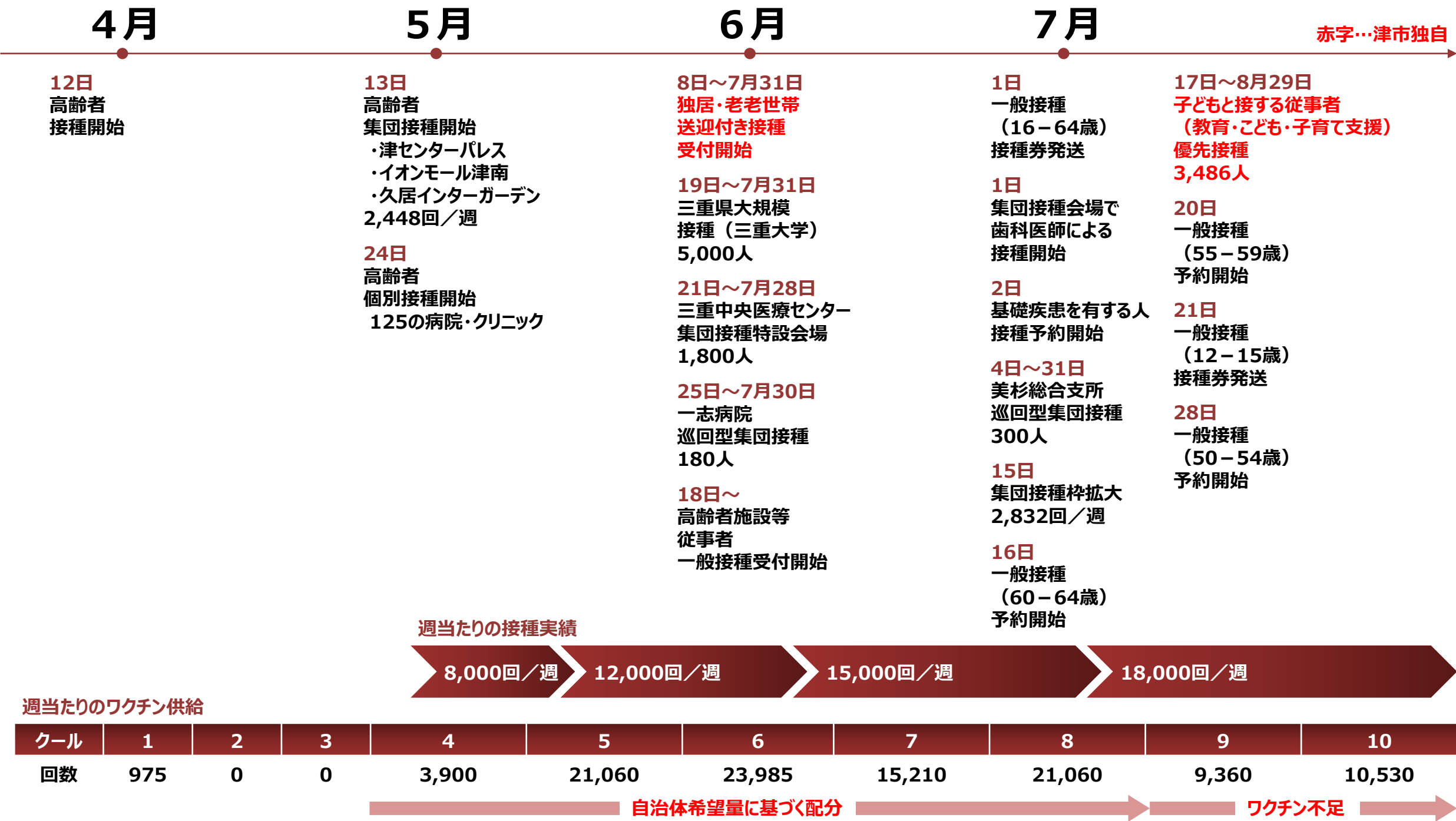
① …かかりつけ患者以外の人対象の
医療機関

② …12～15歳の人接種できる医療
機関

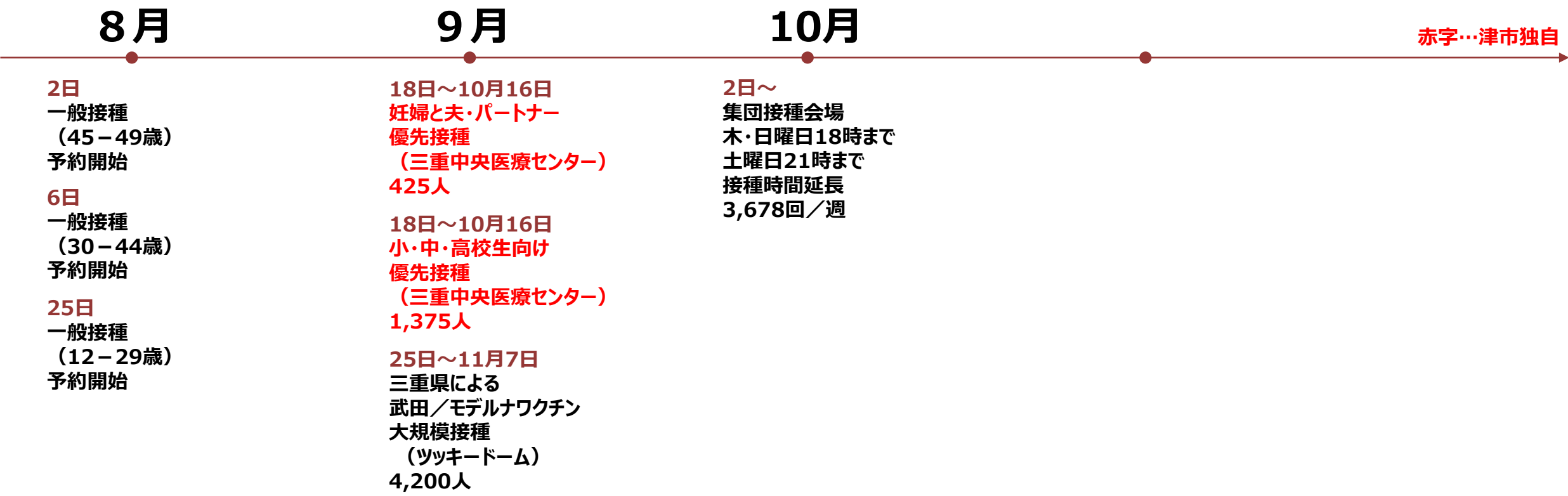
接種協力医療
機関一覧



津市のワクチン接種実績と供給状況について①



津市のワクチン接種実績と供給状況について②

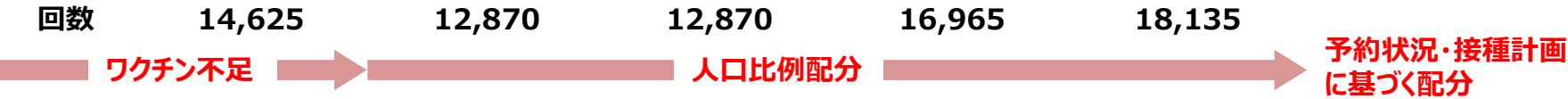


週当たりの接種実績



週当たりのワクチン供給

クール	11	12	13	14	15	
-----	----	----	----	----	----	--



予約状況と今後の接種計画

これまで供給を受けた住民向けワクチン量(ファイザー)

4/5～10/10 311箱(36万2,115回分)

住民向けワクチンの接種状況 合計30万0,249回

9/19までの接種数(推定) 25万9,865回

9/20～10/10の
接種数(推定) 集団接種 1万1,804回
個別接種 2万8,580回

10/11～11月末の接種予定 合計6万3,553回

ワクチン予約状況 集団接種 1万9,007回
(1,687回分不足) 個別接種(推定) 4万4,546回
合計36万3,802回 接種率72%

ワクチン接種計画

接種率90%とした場合 2万9,620回必要

※三重県はワクチン配分率が80%に至り、追加配分を希望する市町に対しては、予約状況や接種計画に応じて融通等を行うとしている。

※接種率は接種券を送付した人口251,844人(50万3,688回分)から算出

住民接種以外の接種数

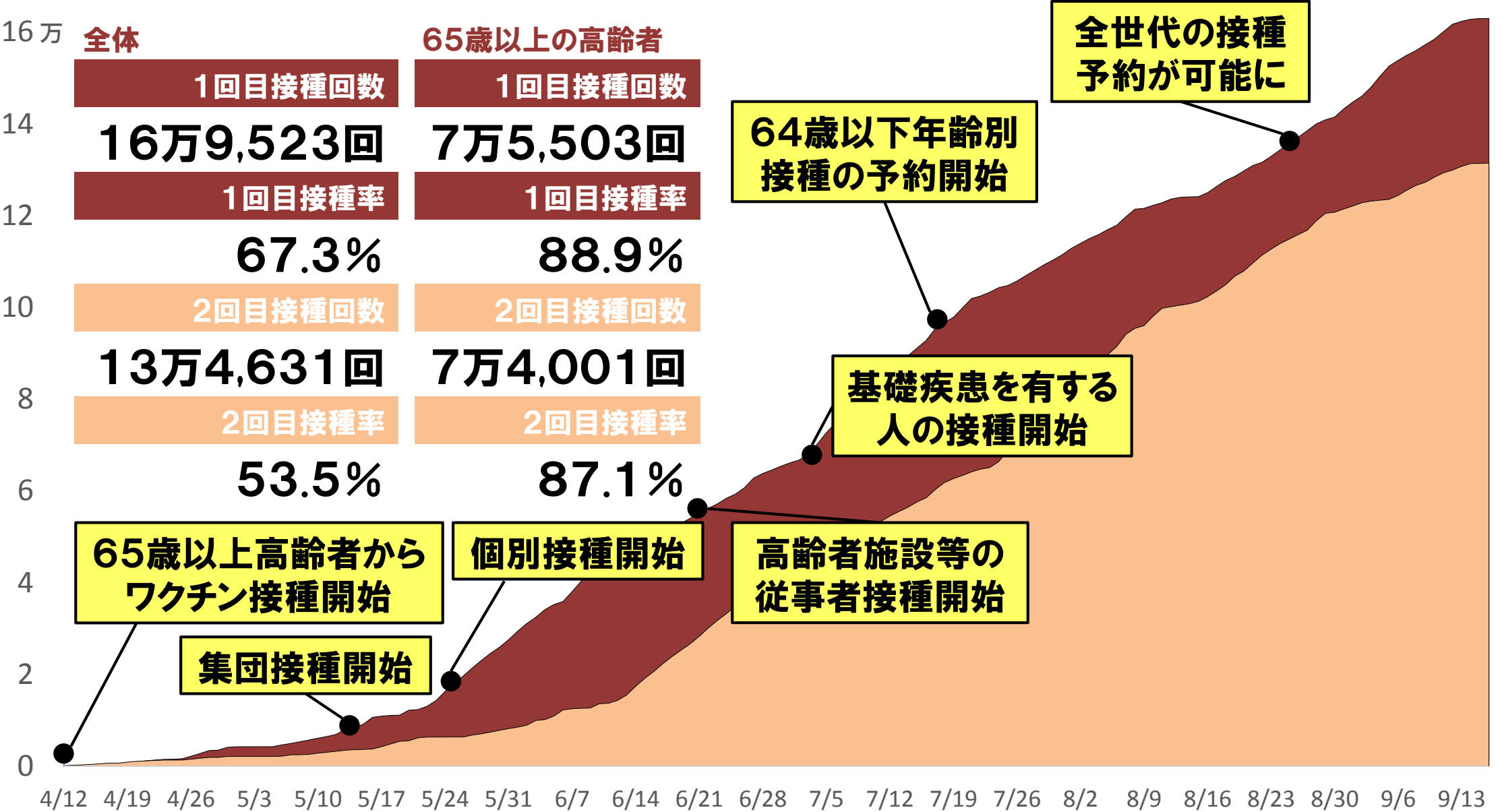
モデルナ接種数 医療従事者接種数
(職域接種など) 2万6,369回
3万3,529回 合計5万9,898回

合計42万3,700回
接種率84%

合計45万3,320回
接種率90%

接種率90%とした場合の必要量 25.3箱

接種日ごとのワクチン接種者数の推移(9月21日時点VRSより)



- 全体の接種率は接種券を送付した人口251,844人から算出
 - 高齢者の接種率は65歳以上の人口84,963人から算出
 - 全体接種回数の内訳: 個別接種21万5,056回 集団接種5万4,960回 三重大学接種会場5,604回 市外接種6,307回 職域接種22,032回 東京・大阪大規模接種会場195回
- 1回目接種
■ 2回目接種

相談窓口など

予約先

【集団接種】

- 津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口(コールセンター)

TEL:0570-059567

- 津市新型コロナワクチン接種予約サイト

津市接種予約サイト



【接種協力医療機関での個別接種】

- 各医療機関に予約

接種協力医療機関一覧



国・県の 問い合わせ先

- ワクチン接種前後の副反応に関する質問・相談 新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口 **TEL:059-224-3326**

- ワクチン接種に関する質問・相談 みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン **TEL:059-224-2825**

- ワクチンの有効性・安全性など制度全般 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター **TEL:0120-761770**

- 医療機関の接種予約状況など総合案内サイト

コロナワクチンナビ

コロナワクチンナビ



問い合わせ



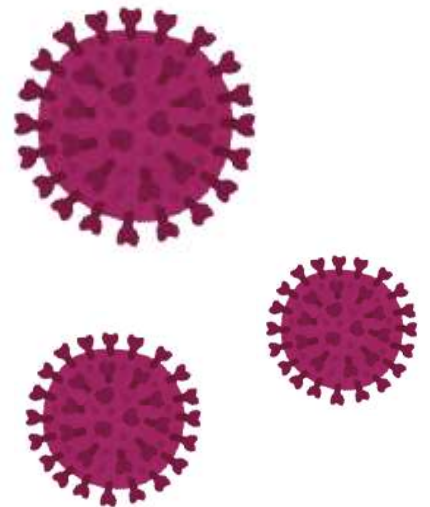
健康福祉部

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL:059-229-3353

FAX:059-229-3346



新型コロナウイルスワクチン接種業務 推進体制を強化します

令和3年9月22日

ワクチン接種業務推進体制強化の必要性

必要性 ①

市人口の約半数がワクチン接種を終え、**“更に接種率を高める”**必要性

➡ よりきめ細かな
接種促進策を展開

接種したくても接種できない人に**“確実に接種を受けていただく”**
ことが必要

必要性 ②

精緻な接種計画に基づく**“確実なワクチン獲得”**の必要性

【R3.5～6】
希望量に
基づき配分

➡ 【R3.7～8 前半】
ワクチンの不足

➡ 【R3.8 後半～9】
人口比例に
基づき配分

➡ 【R3.10～】
予約状況・接種計画を確認して融通

未接種者が迅速かつ確実に接種できるよう**“より丁寧な要望”**が必要

必要性 ③

医師会、薬剤師会等、**“医療従事者との綿密な協議”**の必要性



個別接種

病院・クリニックの様々な事情（健診、インフルエンザ予防接種など）

集団接種

準備事務、体制整備などを含む、的確な会場運営のための綿密な協議

必要性 ④

3回目接種の検討が国で始まる ➡ 当面の**“接種体制の維持”**の必要性

3回目の**“ブースター接種に向けた準備体制”**を迅速に整えることが必要

ワクチン接種業務推進体制の強化

10月以降のワクチン接種を加速化させるため、10月1日付けで、ワクチン接種業務推進体制を強化します

1

兼任職員であった部次長級の担当参事及び担当参事(兼)室長



専任職員の担当参事及び担当参事(兼)室長へ

2

現在20名体制の新型コロナウイルスワクチン接種推進室



4名増員し、24名体制へ

国体・障害者スポーツ大会推進局から専任の担当主幹1名、担当副主幹1名、担当職員3名の計5名を配置 ※防災担当を兼務する課長級の担当副参事は、久居総合支所地域振興課危機管理担当副参事に専任するため兼務解除

ワクチン接種業務推進 新体制

これまで

□ : 専任職員

■ : 兼任職員

【部長級】
健康医療担当理事

新型コロナウイルス
ワクチン接種推進室

……【業務応援】2名

【部次長級】
市民部次長(兼)新型コロナウイルス
ワクチン接種推進担当参事・室長

【部次長級】
地域包括ケア推進担当参事(兼)地
域包括ケア推進室長・新型コ
ロナウイルスワクチン接種推進担当参事

【担当職員】
3名
(うち担当主幹1名、
担当副主幹1名)

【担当副参事・職員】
15名

20名 体制

専任職員
3名

兼任職員
17名



新体制

□ : 専任職員

■ : 兼任職員

【部長級】
健康医療担当理事

新型コロナウイルス
ワクチン接種推進室

……【業務応援】2名

【部次長級】
新型コロナウイルスワクチン接種
推進担当参事

【部次長級】
新型コロナウイルスワクチン接種
推進担当参事(兼)室長

【担当職員】
8名
(うち担当主幹2名、
担当副主幹2名)

【担当職員】
14名

24名 体制

専任職員
10名

7名増

兼任職員
14名

新しい生活様式に対応した空き家・移住対策

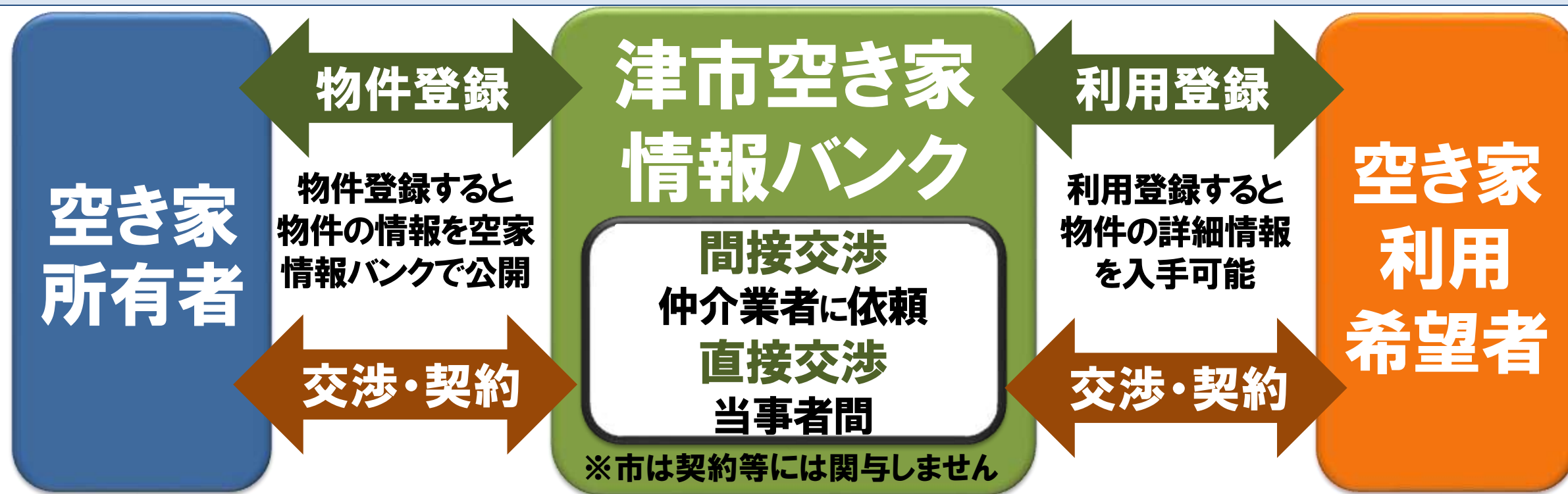
令和3年10月1日 リニューアル 津市空き家情報バンク



令和3年9月22日

津市空き家情報バンクとは

平成29年から市内全地域の空き家を対象に津市空き家情報バンクの運用を開始。
市内の空き家の有効活用を図るため、空き家の売却や賃貸を希望する所有者の情報を登録し、空き家の利用を希望する人へ、その情報を提供しています。



成約件数

平成29年度:6件、平成30年度:15件
令和元年度:18件、**令和2年度:38件**
令和3年度 (8月末現在):20件

内覧申込件数	市内	県内	県外	合計
令和元年度	74	30	25	129
令和2年度	59	65	37	161
令和3年度 (8月末)	32	20	12	64

新型コロナウイルス感染症拡大による課題

コロナ禍において空き家物件や移住物件を探す機会の増大

遠方から市役所の窓口へ行きにくい、現地での物件内覧に制限 など

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、津市空き家情報バンクの運用方法の見直しが必要

窓口の相談や空き家内覧における接触機会の軽減へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から

空き家情報バンクの利用登録をオンラインで申込可能

物件イメージの分かりやすい情報発信・機能の拡充

空き家見学会の開催方法の見直し

津市空き家情報バンクのリニューアル

リニューアル 内容

利用登録申込

パノラマ内見

検索機能の充実

お気に入り登録

The screenshot displays the website interface for the Tsukuba Empty House Information Bank. It features a map of Tsukuba divided into colored regions: 北西部エリア (Northwest Area), 北部エリア (North Area), 中央部エリア (Central Area), 南部エリア (South Area), 南西部エリア (Southwest Area), and 美杉エリア (Misaki Area). A search bar at the top allows users to find properties by area. Below the map, there are two property listings. Each listing includes a photo of the house, a table with details like area, price, and location, and a button to view the property. A yellow callout box with a cartoon character says 'エリアを指定せずに探す' (Search without specifying area) and 'ここから検索!' (Search from here!). At the bottom, there are buttons for '申込フォーム (オンライン手続)' (Application Form (Online Procedure)) and '申込書 (窓口、郵送など)' (Application Form (Counter, Mail, etc.)).

空き家見学会の開催方法もリニューアル

デジタル
空家見学会

空き家情報バンクの登録物件の動画配信を行います。
自宅にしながらパソコンやタブレットで気軽に参加できます。

利用登録の申込みがオンラインで可能

空き家を買いたい借りたい人は利用登録申込が必要です。

従来



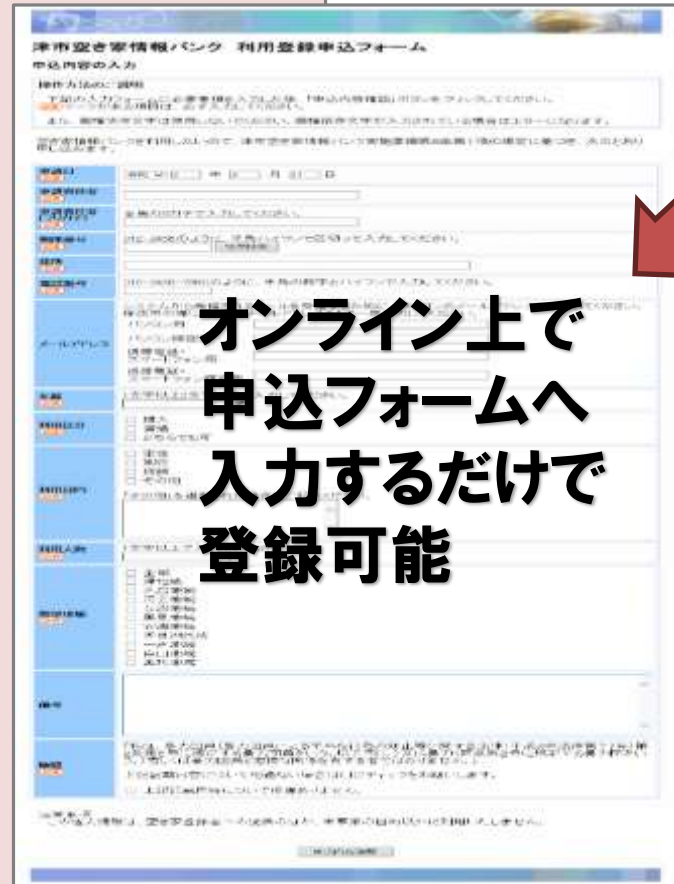
窓口もしくは申請書ダウンロード

専用の申請書で
必要事項を記載

氏 名	姓
利用区分	☐ 購入 ☐ 家賃 ☐ どちらでも可
利用目的	☐ 居住 ☐ 店舗 ☐ 店舗 ☐ その他
利用人数	人
希望期間	

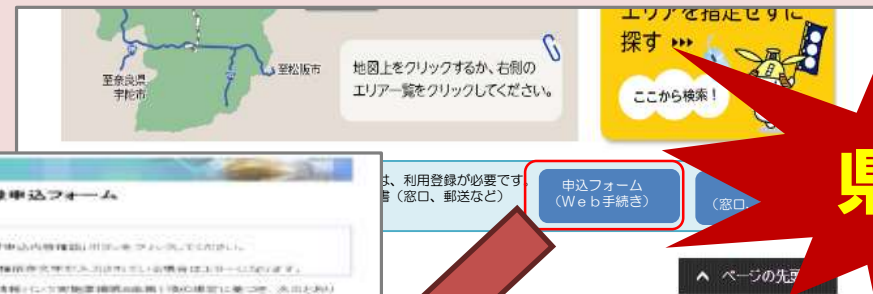
窓口、郵送のみでの受付
登録まで時間を要していた

改修後



オンライン上で
申込フォームへ
入力するだけで
登録可能

自宅などから手軽に登録可能に！



県内初



従来の申込方法に加えて**オンライン申請**が可能になります。

空き家情報バンクの機能拡充

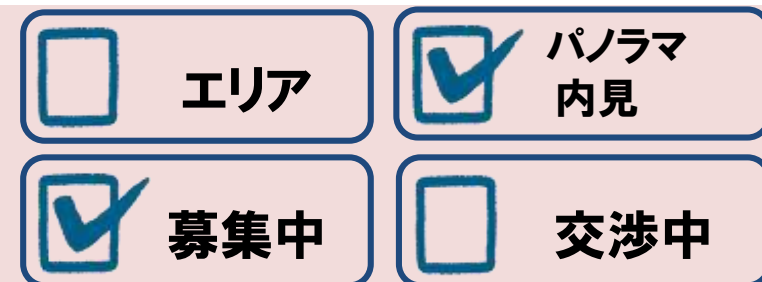
パノラマ内見

物件の写真を360度カメラで撮影した画像で閲覧できるようになります。
物件室内イメージがよりわかりやすく。



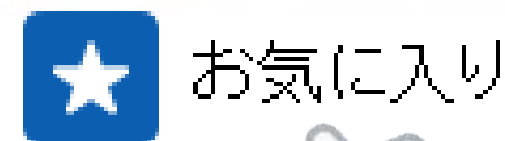
検索機能の充実

物件の所在地域や築年数等に加え
募集中の物件やパノラマ内見などの
詳細な条件検索が可能になります。



お気に入り登録

気になる物件や覚えておきたい物件を
お気に入り登録できるようになります。
お気に入り物件へすぐアクセス可能に。



新規物件の掲載

これまでは不定期更新

※アクセスした時には既に売却済、
人気物件はすぐ交渉中、いつアクセ
スしたら良いかわからない。などの声



更新は毎週月曜日へ統一

デジタル空き家見学会の開催について

これまでバスツアーにて空き家見学会開催

バス移動のため定員制で少人数での見学会となっていた。
時間的な制約から離れた地域の様々な物件を見学できなかった。

動画配信によるデジタル空き家見学会開催

県内初

参加希望者の全員が見学会に参加できる

自宅などからタブレット等で気軽に参加

都合が良い自由な時間に参加（見学）が可能

様々な地域のバラエティに富んだ物件を配信

※参加（見学）には空き家情報バンクへの利用登録が必要です



令和4年1月に開催予定！

YouTubeチャンネルにて配信・参加希望者に専用URL配布

登録していただける物件を募集しています

成約物件数 (件)			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (8月末)
15	18	38	20

登録物件数 (件)			
平成30年度 (H31年3月末)	令和元年度 (R2年3月末)	令和2年度 (R3年3月末)	令和3年度 (8月末)
39	65	38	32

市内に空き家をお持ちの
人で賃貸・売却を希望され
る場合は、ぜひご登録くだ
さい。

津市空き家情報
バンクQRコード



問い合わせ先

津市都市計画部 都市政策課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3290
ファクス 059-229-3336
E-Mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

空き家バンク掲載物件数

32件(8月末現在)



津市自治会問題への対応 および今後の取組方針

令和3年9月22日

津市自治会問題対策推進会議の設置

課題解決の取り組み

- ①補助金の返還請求
- ②業務委託の損害賠償請求
- ③職員の処分

体制強化の取り組み

- ④(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例の制定
- ⑤補助金審査・交付手続きの見直し
- ⑥建築施設等の少額修繕の見直し
- ⑦公園管理委託の見直し
- ⑧工事業者の地元調整のルール化
- ⑨地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設(隣保館など)における職員の業務のあり方を見直し

自治会問題への対応事項を9項目に分類。7月～8月で集中して検討

8月末までに30回開催

課題解決の取り組み 1

①補助金の返還請求

●14,435,816円を請求、12,170,633円が返納

- (1)ごみ一時集積所設置等事業補助金
- (2)防犯灯設置補助金
- (3)自治会掲示板設置補助金
- (4)集会所建築等補助金
- (5)商業振興事業補助金

- ✓(1)～(4)は返還請求し、遅延損害金とともに返納済
- ✓(5)は支払督促に対する異議申立があり、訴訟手続きに移行した

課題解決の取り組み 2

②業務委託の損害賠償請求

●35,070,041円を請求

- (1) 資源物持ち去り行為防止パトロール業務
- (2) 相生町公園清掃及び管理業務

✓ 支払督促に対する異議申立があり、
訴訟手続きに移行した

③職員の処分

- 関係職員からの顛末書の提出(弁明を含む)
- 津市職員処分審査委員会において審査中

✓10月中に処分・公表を行う

体制強化の取り組み 1

④ (仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例

- 8月10日津市議会協議会で条例案を説明
- 8月11日から9月10日まで条例案に関するパブリックコメントを実施

✓ ご意見を踏まえ、条例案に必要な修正を加え、
令和3年第4回津市議会定例会に提出

体制強化の取り組み 2

⑤補助金審査・交付手続きの見直し

- 補助金交付に係るチェックシートの作成と職員研修の実施
- 補助金事務の決裁ラインとは別の「審査担当」が関係書類を確認

✓ 令和4年度から各部に「審査担当(担当主幹級)」を置く

体制強化の取り組み 3

⑥建築施設等の少額修繕の見直し

- 修繕執行、見積依頼、契約締結、完了報告の各段階における文書決裁の徹底
- 仕様書の作成や履行確認について、全庁横断的に技師に相談できる体制を構築
- 発注状況を毎月、調達契約課に報告し、受注業者の偏在や随意契約の運用状況をチェック

- ✓業者選定指針や検査マニュアルなどを速やかに策定し、周知・徹底
- ✓令和4年度から財産管理課に「技術支援チーム」を設置

体制強化の取り組み 4

⑦公園管理委託の見直し

- 業務実施時期や業務報告の内容を明記した仕様書への見直し
- 写真の提出による履行確認の徹底

-
- ✓令和3年度は職員が現地に出向いて履行確認
 - ✓令和4年度の委託契約から写真提出による履行確認

体制強化の取り組み 5

⑧工事業者の地元調整のルール化

- 地元調整の進め方をルール化し、不当要求行為等への対応も含め特記仕様書に追加
- 発注者・受注者の責によらず契約を合意解除した場合、ペナルティがないことを明確化
- 地元の協力が得られず解決の見込みがない場合、その地域の公共工事を原則発注しない

✓令和3年10月下旬の工事発注分から適用

体制強化の取り組み 6

⑨地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設における職員の業務のあり方を見直し

- 隣保館や児童館、教育集会所の設置目的に合致しない業務および過剰なサービスを廃止
- 本来の業務に立ち返り、職員配置等を見直し

✓令和4年度からの各施設の人員配置、本庁の課室体制を見直し

津市自治会問題への対応および今後の取組方針について
(津市自治会問題対策推進会議の結果報告)

津市自治会問題対策推進会議

1 津市自治会問題への対応事項

津市自治会問題について、対応すべき事項を2つのカテゴリー9項目に分類しました。

1つ目のカテゴリーは、「自治会問題における課題解決」に関することの3項目で、津市が刑事告訴や民事での損害賠償請求に至った事案と職員の処分について、課題解決に向けて対処するものです。

2つ目のカテゴリーは、「再発防止等に向けた体制強化」に関することの6項目で、課題・問題点について、津市役所が組織体制の強化を図り、適切な再発防止策を構築するものです。

(1)「自治会問題における課題解決」に関すること

- ① 補助金の返還請求
- ② 業務委託の損害賠償請求
- ③ 職員の処分

(2)「再発防止等に向けた体制強化」に関すること

- ④ (仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例の制定
- ⑤ 補助金審査・交付手続きの見直し
- ⑥ 建築施設等の少額修繕の見直し
- ⑦ 公園管理委託の見直し
- ⑧ 工事業者の地元調整のルール化
- ⑨ 地域住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設における職員の業務のあり方を見直し

2 津市自治会問題対策推進会議の設置

上記1の対応すべき事項には、複数の部局をまたいだ事案があり、多くの検討を同時かつ横断的に、スピード感をもって進める必要があるため、「津市自治会問題対策推進会議(以下、「会議」といいます。)」を設置し、市長の責任において進行管理を行いながら、令和3年7月、8月の2か月間で30回の会議を開催しました。

なお、「職員の処分」と「(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例の策定」については、それぞれ所管する総務部、内部統制室と別途、この会議以外の形式で協議を行っています。

※津市自治会問題対策推進会議の設置について(別紙参照)

※令和3年第2回津市議会定例会における市長閉会挨拶(同年7月1日)

「特定の自治会問題につきましては、自身の給料を全額返上する7月、8月の2か月間を不当な要求に対する機構的な備えをつくり、公正公平な職務を遂行する組織体制の強化を図る期間として、集中的に取り組んでまいります」と発言。

3 会議での検討および検討結果を踏まえた対処

(1)「自治会問題における課題解決」に関すること

① 補助金の返還請求について

元相生町自治会長（以下、「元自治会長」といいます。）に関わる補助金については、不法行為や不正な手段により補助金の交付を受けていたことが確認できたため、告訴の有無にかかわらず相生町自治会への返還請求または元自治会長への損害賠償請求を行いました。

返還請求等の対象としたものは、ごみ一時集積所設置等事業補助金、防犯灯設置補助金、自治会掲示板設置補助金、集会所建築等補助金および商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）であり、返還（賠償）請求額 11,635,375 円に遅延損害金 2,800,441 円（商業振興事業補助金は令和3年9月1日時点の算出額）を加えた 14,435,816 円の返還請求等を行いました。

このうち、商業振興事業補助金を除く各補助金は、津市補助金等交付規則第15条第1項第1号の取消事由（偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき）に該当すると判断したもので、詐取した元自治会長から損害賠償金および遅延損害金として 12,170,633 円が支払われました。

また、商業振興事業補助金は、実体上存在しない「津市中心街商業振興会」なる団体を、あたかも存在するかのように装い、当該補助金を交付させた事実が判明したことから、元自治会長に対し不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金および遅延損害金の請求を行いました。支払いはなく、令和3年7月5日に津簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方から異議の申し立てがあったため、支払督促申立時から訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟の手続きに移行しました。このことは、同年7月20日に専決処分をし、同年8月27日の第3回津市議会定例会において報告しました。

【補助金の返還（賠償）請求額および遅延損害金の内訳】

請求日 (返還日)	補助金名称	返還(賠償) 請求額	遅延損害金	合 計	収入済額
R3.6.8 (R3.6.11)	ごみ一時集積所設置等事業補助金(H25.26.28.29 R元2年度分)	5,850,000円	1,397,483円	7,247,483円	7,247,483円
	防犯灯設置補助金(H27.28年度分)	1,280,000円	359,113円	1,639,113円	1,639,113円
	自治会掲示板設置補助金(H26.28.29年度分)	325,000円	76,409円	401,409円	401,409円
	集会所建築等補助金(H26年度分)	1,000,000円	315,341円	1,315,341円	1,315,341円
R3.6.14 (R3.6.30)	ごみ一時集積所設置等事業補助金(H29年度大井町自治会分)	450,000円	84,620円	534,620円	534,620円
	防犯灯設置補助金(H30年度分)	70,000円	9,939円	79,939円	79,939円
R3.6.25	商業振興事業補助金(H29年度からR元年度分)	1,960,375円	304,808円	2,265,183円	0円
R3.7.2 (R3.7.21)	防犯灯設置補助金(H25.26年度分)	700,000円	252,728円	952,728円	952,728円
	合 計	11,635,375円	2,800,441円	14,435,816円	12,170,633円

※商業振興事業補助金の遅延損害金は令和3年9月1日時点の算出額

② 業務委託の損害賠償請求について

相生町自治会への委託については、2 案件でいずれも不法行為が確認されたため、元自治会長の履行等により本市の支出を免れた費用を損益相殺した上で、元自治会長に対し損害賠償請求を行いました。

資源物持ち去り行為防止パトロール業務および相生町公園清掃及び管理業務について、損害賠償金 30,187,387 円に遅延損害金 4,882,654 円（令和 3 年 9 月 1 日時点の算出額）を加えた 35,070,041 円を損害賠償請求の対象としました。

資源物持ち去り行為防止パトロール業務は、元自治会長がその立場を利用して同自治会の活動であるかのように偽装しながら、元自治会長個人が受託し実施していた事実等が判明したことから、不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金および遅延損害金の請求を行いました。

相生町公園清掃及び管理業務は、委託業務のうち、除草に関する業務を発注者である市の職員に行わせるなど、同自治会が受託業務を実施していなかった事実等が判明したことから、不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金および遅延損害金の請求を行いました。

いずれの損害賠償請求に対しても相手側からの支払いはなく、令和 3 年 7 月 2 日に津簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方から異議の申し立てがあったため、支払督促申立時から訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟の手続きに移行しました。このことは、同年 7 月 20 日に専決処分をし、同年 8 月 27 日の第 3 回津市議会定例会において報告しました。

【業務委託の損害賠償請求額および遅延損害金の内訳】

請求日	委託業務名	損害賠償請求額	遅延損害金	合 計	収入済額
R3.6.22	資源物持ち去り行為防止パトロール業務 (H27年度からR2年度分)	29,125,637円	4,703,762円	33,829,399円	0円
	相生町公園清掃及び管理業務 (H27年度からR2年度分)	1,061,750円	178,892円	1,240,642円	0円
	合 計	30,187,387円	4,882,654円	35,070,041円	0円

※遅延損害金は令和 3 年 9 月 1 日時点の算出額

③ 職員の処分について

公正公平な処分を行うため、津市自治会問題について「問題となる行為、行き過ぎた行為」があったとされる職員から顛末書（弁明も記入）の提出を求め、事実確認を行っています。

稗田副市長を会長とした「津市職員処分審査委員会」において審査の上、令和 3 年 10 月中に処分および公表を行う予定です。

(2)「再発防止等に向けた体制強化」に関すること

④ (仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例の制定について

外部からの有形無形の圧力に対し、二度とこのような不適切な行為等が起こらないよう、市行政・職員の責務や要望の記録等の基本的施策、不当要求行為等に対する組織体制の保持を明確化し、透明性の高い公正公平な市政運営の確保を実現する目的で、「(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例」を制定します。

令和3年8月10日、津市議会全員協議会で条例案をお示しし、同年8月11日から9月10日まで条例案に対するパブリックコメントを実施しました。ご意見を踏まえて必要な修正を加え、令和3年第4回津市議会定例会に条例案を提出する予定です。

⑤ 補助金審査・交付手続きの見直しについて

申請時に提出された見積書と異なる安価な製品が設置されていたり、見積書どおりに修繕等が行われていないにもかかわらず、必要書類が整っていることをもって補助金額を決定し交付するなど、申請内容の審査から補助金交付に至る流れの中で、チェック体制の不備や公益上の必要性についての確認が不十分だったことなどが補助金詐欺取事案を招く要因となりました。

今後、公正公平な補助金の執行を行うにあたり、市単独の補助事業において、事務手続きにおける確認体制の強化、執行手続きに係る責任の明確化、施設改修等の審査に係る技術的支援体制の構築、職員の意識改革等に取り組みます。

【見直しに向けた取組】

- 補助金の交付決定(変更含む)・交付確定のそれぞれの段階で確認すべき項目を記したチェックシートの作成
- 交付事務に係る補助金所管課の決裁ライン上での主務者・確認者等、責任の明確化
- 補助金所管課とは別の視点から関係書類等を確認する「審査担当」を通常の決裁ライン以外の者から指名
- 補助金の適正な交付に係る意識改革および今回の事務見直しに向けた研修の実施

令和3年度は、「確認する項目や必要な視点」を示したチェックシートの作成と補助金事務見直しに係る必要な研修を実施します。令和4年度から、各部に補助金の「審査担当(担当主幹級)」を置き、さらにチェック体制を強化します。

また、施設改修等に関する補助金については、財産管理課に配置する「技術支援チーム」(⑥建築施設等の少額修繕の見直しについての【見直しに向けた取組】に記載)が、相談・助言を行う体制を構築します。

⑥ 建築施設等の少額修繕の見直しについて

参考見積書徴取の段階で見積り業者に修繕を依頼し、当該業者が他の2者から見積書を徴求する、いわゆる「不適切な相見積り」が常態化し、修繕完了後に、請書、完成写真、請求書の一式を提出させ、修繕執行伺い、見積依頼書、契約締結伺い等の契約に必要な事務処理について日付を操作するなど不適切な事務処理が行われていました。さらには、早期に修繕を完了させるため、契約事務を簡素化できる50万円以下の修繕（少額修繕）として不適切な事務処理を行い、実際には一体の修繕として実施されたにもかかわらず、別々の少額修繕として意図的な分割発注が行われていたことが明らかになりました。

これらの意図的な分割発注を含めた不適切な事務処理については、市定期監査の指摘を受けた担当課で既に是正が図られ、さらに公共土木施設の少額修繕については、令和3年4月から「単価契約方式」の導入や検査課による履行確認の実施などにより、改善が図られています。

今回、建築施設等の少額修繕においても、全庁的な再発防止策として、チェック体制を整備するとともに、見積依頼に必要な仕様書の作成や修繕完了後の履行確認を支援する体制を構築することで、現地や地域の事情を最も把握する施設所管課の責任において、適正に対応できる体制の構築に取り組みます。

【見直しに向けた取組】

- 意図的な分割発注や不適切な相見積りを行うことがないように、修繕執行伺い、見積依頼書、契約締結伺い、完了報告書類の受理の各段階で、文書による決裁を徹底
- 各施設所管課における少額修繕の発注状況を毎月、調達契約課に報告することを義務付け、受注業者の偏在や随意契約の運用状況をチェック
- 修繕内容を明確にするため、参考見積書の徴取、仕様書の作成、予定価格の積算における留意事項を全庁的に周知・徹底
- 施設所管課による仕様書の作成や履行確認について、全庁横断的に技師に相談できる体制を構築するための「技術支援チーム」を設置
- 業者選定の透明性を確保するため、見積依頼業者の選定理由を明確化し、文書による決裁を徹底
- 修繕の履行確認のための検査マニュアルの策定

仕様書及び予定価格積算のポイントや建築施設等少額修繕検査マニュアル、建築施設等少額修繕業者選定指針の策定後、速やかに全庁に周知・徹底を図るとともに、研修の機会を通じて継続的な周知・徹底に努めます。

「技術支援チーム」は、令和4年度から財産管理課にその機能を配置し、体制を強化します。

⑦ 公園管理委託の見直しについて

公園管理委託については、利用者の実情を踏まえた適切な管理水準の確保のため、公益性の高い自治会を主として老人会や子ども会などの地域団体と委託契約を行ってきました。従来、委託業務の仕様について詳細な取り決めや履行確認を行わず実施してきましたが、今回、自治会が受託した業務を職員に行わせるなどの問題が発生しました。

見直しにあたっては、公園の適正管理と合わせて、当該業務委託は地域コミュニティの進展や地元公園施設への愛着・愛護の気持ちの高揚を図ることも重要な要素であることを考慮しながら、最低限必要な範囲での履行確認等の検討を行います。

【見直しに向けた取組】

- 業務実施時期や業務報告の内容を明記した仕様書への見直し
- 写真の提出などによる履行確認の徹底

令和3年度は、職員による現地での履行確認等で対応し、令和4年度の委託契約から業務委託の内容や履行確認方法を変更します。

⑧ 工事業者の地元調整のルール化について

津市自治会問題では、元自治会長があたかも公共工事の着工同意権を持つかのように行動し、工事が遅延、中止となる事態が発生しました。また、様々な不当要求が市職員を介して受注者に伝えられるという不適切な対応がありました。

【見直しに向けた取組】

- 発注者（津市）・受注者（工事業者）の責務や地元調整の進め方をルール化し、不当要求行為等の対応も含めて特記仕様書に追加
- 不当要求行為等への対処として、発注者・受注者の責によらない問題で契約を合意解除、工事を中止した場合は、受注者への指名停止のペナルティがないことを明確化し徹底
- 地元の協力が得られず解決の見込みがない場合は、その地域の公共工事の発注を原則行わない（但し、緊急修繕工事等を除く）

所要の手続きを進め、令和3年10月下旬の工事発注分から適用し、併せて周知及び職員研修を並行して行います。

⑨ 地域住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設における職員の業務のあり方の見直しについて

津市自治会問題では、職員に問題となる行為、行き過ぎた行為があり、特に隣保館である中央市民館においては、過剰なサービス（自治体が提供する市民サービスの範囲を超えた活動）が常態化していました。

地域に密接した機能を有する施設の公正公平な職務遂行のため、隣保館や児童館、教育集会所において、本来行うべき業務をあらためて見つめ直し、そこで勤務する職員の業務のあり方を見直します。

【見直しに向けた取組】

- 施設の設置目的に合致しない業務および過剰なサービスの廃止
- 本来の業務に合致した職員配置の見直し

それぞれの施設で対応できない相談や要望は、速やかに本庁の担当部署等につながぐことで、特例を排除した適正な業務水準となるよう、直ちに取組を進めます。

生活相談や人権課題の解決等に対応する本来の業務に立ち返り、令和4年度からの各施設の人員配置と業務を推進・管理する本庁の課室体制を見直します。

※以上の取組の中で、令和4年度からの組織体制の改正に関するものについては、取りま
とめの上、令和3年11月の市議会協議会の場でご協議いただく予定です。

津市自治会問題対策推進会議の設置について

1 名称

津市自治会問題対策推進会議

2 目的

市長のリーダーシップの下、横断的な連携を図りながら、自治会問題における課題解決及び再発防止等に向けた体制強化を迅速かつ的確に進めるために設置する。

3 所掌事項

- (1) 自治会問題における課題解決に関すること
- (2) 再発防止等に向けた体制強化に関すること

4 構成員

- (1) 津市自治会問題対策推進会議の構成員は、市長、副市長のほか、別表に掲げる職員をもって充てる。
- (2) オブザーバーとして、法務室長が法的な整理を行う（顧問弁護士との調整を含む）。

5 設置期間

決裁の日から所掌事項が完了する日まで

6 庶務

会議運営に関する庶務は、政策財務部秘書課が行うこととする。

7 その他

- (1) 会議は、必要に応じて市長が招集し、所掌事項ごとに開催することができるものとする。
- (2) 市長は、構成員以外の職員を会議に出席させることができる。
- (3) 上記に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

津市自治会問題対策推進会議

所掌事項(分類)		班長	関係部長	関係各課
課題解決 (事後処理)	補助金の返還請求	税務・財産管理担当理事	環境部長	環境事業課
			地域連携担当理事	地域連携課
			市民部長	市民交流課
			商工観光部長	商業振興労政課
	業務委託の損害賠償の検討	環境部長	環境部長	環境政策課
				環境事業課
	職員の処分	総務部長	総務部長	人事課
				処分対象各課
体制強化	(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例の制定 *不当要求防止対策、職員倫理の確立など	稗田副市長 ➡内部統制室長	稗田副市長 ➡内部統制室長	内部統制室
	補助金審査・交付手続きの見直し	政策財務部長	政策財務部長	財政課
			地域連携担当理事	地域連携課
			環境部長	環境事業課
			市民部長	市民交流課
			商工観光部長	商業振興労政課
	少額修繕の事務・履行確認の見直し (公共土木施設の単価契約以外)	総務部長	総務部長	調達契約課
			建設部長	営繕課
			検査担当理事	検査課
			税務・財産管理担当理事	財産管理課
	公園管理委託の見直し	建設部長	建設部長	南北工事事務所
	工事業者の地元調整のルール化	検査担当理事	検査担当理事	検査課
			建設部長	南北工事事務所
			上下水道事業局長	水道工務課
				下水道工務課
			総務部長	調達契約課
	地域住民の期待に応え地域社会に貢献するための施設における職員の業務のあり方の見直し	人権担当理事	人権担当理事	地域調整室
			地域連携担当理事	地域連携課
			建設部長	南北工事事務所
			こども政策担当理事	こども支援課
			学校教育・人権教育担当理事	人権教育課

※その他、津市自治会問題対策推進に必要な事項が生じた場合は、関係部長が取りまとめる

※オブザーバーとして、法務室長が法的な整理を行う(顧問弁護士との調整を含む)